

競争入札参加資格審査申請の手引

(テレビ番組の制作及び放送業務)

長崎県広報課

申請書の提出

1 受付期間

(1) 新規申請

- ① 随時受付を行います。
- ② 但し、既に公告された一般競争入札に近々参加するため、新規申請する場合には当該公告の写しを申請書に添付してください。
添付しなかったことにより、対象となる入札参加に資格取得が間に合わなくなる場合がありますので、十分ご注意ください。

(2) 更新申請

毎年8月1日～8月末日（土・日、祝祭日を除く）の間、受付を行います。

2 提出場所

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
長崎県広報課 広報班（県庁本館3階）
TEL 095-895-2023
FAX 095-828-7665

3 受付方法

(1) 新規申請：郵送又は持参

郵送の場合、申請担当者の部署、氏名が判る名刺等を必ず同封してください。
持参の場合、書類の内容について説明できる方がお持ちください。

(2) 更新申請：郵送又は持参

4 資格審査の結果

本社の代表者に対し書面で通知します。

5 資格の有効期間

- (1) 新規申請：資格の取得日から、資格取得日の属する年度の翌々年度の9月30日まで。
- (2) 更新申請：更新申請する年度の10月1日から3年間

申請書を受付できない方

次の方は、申請書を受付できません。

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しない者である。
- 2 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- 3 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- 4 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者
- 5 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- 6 原則として 1 年以上の営業実績を有しない者
- 7 県税又は消費税を滞納している者
- 8 概ね県内全域で視聴可能な自社の放送網を有しない者

申請書添付書類

申請には、「競争入札参加資格審査申請書」のほかに、次の書類が必要です。

| 区 分 | 添 付 書 類 |
|-----------------------|---|
| ①登記簿謄本 | 履歴事項全部証明書（写し可）。 ※申請日前3ヵ月以内に発行されたもの。 |
| ②納税証明書 （都道府県税、消費税） | <ol style="list-style-type: none"> 1. 「県税に関し未納がないことを証する証明書」 長崎県の各振興局が発行したもの（写し可）。 2. 「消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書」 <ul style="list-style-type: none"> ・消費税及び地方消費税の課税事業者のみ ・税務署が発行したもの（写し可）。 ※但し、1、2ともに申請日前3ヵ月以内に発行されたもの。 |

申請書の記載方法

1 申請書の表

- (1) 「新規A・更新B」は、該当するほうに○印をつけること。
- (2) 登録番号は、更新の場合のみ記入。新規の場合は記入しないこと。
- (3) 郵便番号、所在地、商号又は名称、代表者職氏名、電話番号、FAX番号欄は、次の要領によりわかりやすく記入のこと。

ア. 「所在地」欄での丁目、番号は「-（ハイフン）」により省略して記載すること。

(例)

| |
|------------|
| 長崎市江戸町2-13 |
|------------|

イ. 「商号又は名称」の欄で、株式会社等法人の場合は、次のように略号を用いること。

株式会社…(株) 有限会社…(有) 合名会社…(名) 合資会社…(資)

フリガナの欄は、カタカナで記載し、(株)、(有)等のフリガナは記載しないこと。

(例)

| |
|----------|
| エドマチハウソウ |
| (株)江戸町放送 |

ウ. 「代表者職氏名」の欄は、氏名のフリガナはカタカナで記載すること。なお、代表者の役職については、フリガナは記載しないこと。

(例)

| |
|-------------|
| ナガサキ タロウ |
| 代表取締役 長崎 太郎 |

エ. 「電話番号」「FAX番号」の欄は、市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「-（ハイフン）」で区切り、()は用いないこと。

(例)

| |
|--------------|
| 095-824-1111 |
|--------------|

オ. 「Eメールアドレス」は、Eメールアドレスを保有する場合記入すること。

なお、保有していない場合は空欄とすること。

- (4) 「1 課税、2 非課税」は、消費税法に基づく区分で、申請時点で該当する課税区分番号を記入すること。

『消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書』の添付の要否は、ここで判断するので、真実に相違ないよう十分留意すること。

2 誓約書

入札等の権限を支社等に委任する場合には、本社の代表者及び支社等の代表者もそれぞれ誓約書を提出すること。

3 財務関係明細書 別紙「財務関係明細書作成」参照

4 営業概要書

「(1) 前2カ年の損益状況」

- ・ 基準年度及びその前年度分を記入すること。
- ・ 「(A)のうち長崎県庁への売上高」は、長崎県(本庁、地方機関、高校、警察等)への売上がある場合に記入すること。

「(2) 従業員数」

- ・ 基準日（新規：申請書を提出する日の属する月の初日、更新：更新年の8月1日）の前日現在で記入すること。
- ・ 「総従業員数」は、代表者を除く常勤の総従業員数を記入すること。

「(3) 前2カ年の自己資本金の状況」

基準年度及びその前年度の年度末現在の状況を記入すること。

「(5) 営業経歴」

創業から基準日（新規：申請書を提出する日の属する月の初日、更新：更新年の8月1日）の前日までの営業年月数（月数計算で30日未満は切り捨て）を記入すること。

「(6) 営業実績」

基準年度に長崎県と直接契約しているものについて記入すること。

（記載例）

| 課名（地方機関名） | 業務名 | 契約金額（円） | 契約年月日 |
|----------------------|-----------------|------------|--------|
| 総務部広報課 | 県政番組の制作及び放送業務 | 10,000,000 | R2・4・1 |
| 文化観光国際部 物産ブランド推進課 | スポットCMの制作及び放送業務 | 2,000,000 | R2・4・1 |
| 長崎振興局管理部 総務課 | スポットCMの制作及び放送業務 | 2,500,000 | R2・4・1 |
| | | | |
| | | | |
| 合 計 | | 14,500,000 | |

5 印鑑届（様式第2号）

入札、見積、契約、請求等、県と取引をする場合に使用する印実印、登記印である必要はない。

6 口座振替申込書（様式第3号）

金融機関の証明を受けた口座振替申込書

金融機関店番コード及び口座名義人（カタカナ）欄は、必ず取引金融機関に記入させること。

7 指名停止の報告に係る誓約書（様式第7号）

入札等の権限を支社等に委任する場合には、本社の代表者及び支社等の代表者もそれぞれ誓約書を提出すること。

別紙 「財務関係明細書作成」

【法人の場合】

申請書様式である「2. 財務関係明細書」の「貸借対照表」欄、「損益計算書」欄の記入に当たっては、申請企業の基準年度（*）の決算報告書の貸借対照表、損益計算書を基にしてください。なお、基準年度の決算報告書は、監査役の監査報告書作成後のものとします。申請時、監査報告書未了の場合は、決算が確定している、更にその前年度に繰り下げて基準年度としても結構です。

* 基準年度とは？（例は、事業年度が10/1～9/30の場合）：

新規の場合は、企業が申請書を提出する日の直前の企業の事業年度

例：申請書を令和2年12月15日（令和2年度）付で持参又は郵送した場合、基準年度とは 令和元年10月1日～令和2年9月30日 を言います。

この場合、「貸借対照表」欄上の「年月日現在」には、年度末日の令和2年9月30日と記入。

「損益計算書」欄の「年月日から年月日」は、令和元年10月1日から令和2年9月30日と記入。

※この際、監査報告書未了であれば、基準年度を平成30年10月1日から令和元年9月30日として可。

更新の場合は、更新年（資格有効期限の最後の年）の8月1日が属する事業年度の直前の事業年度

例：更新年が令和2年の場合の基準年度とは、平成30年10月1日～令和元年9月30日 を言います。

この場合、「貸借対照表」欄上の「年月日現在」には、年度末日の令和元年9月30日と記入。

「損益計算書」欄の「年月日から年月日」は、平成30年10月1日から令和元年9月30日と記入。

※この際、監査報告書未了であれば、基準年度を平成29年10月1日から平成30年9月30日として可。

A 貸借対照表（資産の部、負債の部は省略）

| 純資産の部 | |
|----------------------|--|
| 資本金① | |
| 法定準備金② [③+④] | |
| 資本準備金③ | |
| 利益準備金④ | |
| 剰余金⑤ [(⑥+⑦+⑧)] | |
| 任意積立金⑥ | |
| 別途積立金⑦ | |
| 繰越利益剰余金⑧ | |
| その他⑨ | |
| 純資産の部合計⑩ [(①+②+⑤+⑨)] | |

「貸借対照表」欄の記入（入力）にあたっては、以下の点を参考にして、記入してください。

なお、左の表は、資産の部、負債の部を省略しています。

(1) 資産の部合計＝負債の部＋純資産の部合計であること念頭に置き、円単位で記入してください。

(2) 基準年度の御社の貸借対照表から転記してください。

但し、「流動資産」、「流動負債」、「純資産の部」等で、御社が計上しているもので異側様式に該当する項目がない場合は、それぞれの「その他」等の欄に合計額を記入してください。

B 損益計算書

| | |
|--------------------------|--|
| 経常損益の部 | |
| 営業損益の部 | |
| (ア)売上高 | |
| (イ)売上原価 | |
| (ウ)売上総利益[(ア)-(イ)] | |
| (エ)販売費及び一般管理費 | |
| (オ)営業利益[(ウ)-(エ)] | |
| 営業外損益の部 | |
| (カ)営業外収益 | |
| (キ)営業外費用 | |
| (ク)経常利益[(オ)+(カ)-(キ)] | |
| 特別損益の部 | |
| (ケ)特別利益 | |
| (コ)特別損失 | |
| (サ)税引前当期純利益[(ク)+(ケ)-(コ)] | |
| (シ)法人税住民税等 | |
| (ス)当期純利益 [(サ)-(シ)] | |
| (セ)前期繰越利益等 | |
| (ソ)繰越利益剰余金 [(ス)-(セ)] | |

「損益計算書」欄の記入にあたっては、以下の点を参考にしてください。

(1) 項目（ア）から（ス）の金額は、基準年度の御社の損益計算書から転記してください。

(2) 項目（セ）の前期繰越利益等は、次の式で求めることができます。

$$(セ) \text{ 前期繰越利益等} = (ス) \text{ 当期純利益} - (ソ) \text{ 繰越利益剰余金}$$

※表の注に『(ソ) 繰越利益剰余金[(ス)-(セ)]』とありますが、上記の計算によって(セ) 前期繰越利益等 の金額を予め計算しておくことも手段の一つです。

(ス) 当期純利益は損益計算書の合計額であり、(ソ) 繰越利益剰余金は貸借対照表に同名の項目が計上されていますので、各々の金額を当てはめて計算してください。

(3) (ソ) 繰越利益剰余金の金額は、この申請書の貸借対照表の⑧ または 基準年度に関する御社決算報告書の「株主資本等変動計算書」記載の「繰越利益剰余金」の金額と同額です。

なお、この「損益計算書」欄は、御社の提供データから当県が審査上必要とするものを集めるための様式です。

御社の実際の損益計算書は、(ス) 当期純利益の計上で終わっていると考えられますが、御社から更に「株主資本等変動計算書」の提出を受けずに、必要なデータ（セ）、（ソ）の確認と取得を図るものですので、作成に協力してください。

Aの⑧=Bの(ソ)
表AとBの繰越利益
剰余金は一致する。